

個人ばく露濃度測定の実施例

印刷業・出版・関連事業の作業者の方々が主に用いられている化学物質について、個人ばく露濃度測定の実施例を報告します。

対象事業の主な法令対象化学物質名	ばく露限界値	定量下限値
エチルベンゼン	20 ppm	0.91 ppm
キシレン	50 ppm	3.0 ppm
トルエン	20 ppm	5.0 ppm
1,2,4-トリメチルベンゼン	25 ppm	0.66 ppm
1,3,5-トリメチルベンゼン(慣用名:メシチレン)	25 ppm	1.3 ppm

表 主に使用されている法令対象化学物質のばく露限界値と定量下限値

上表の5物質が使用頻度・量が高いと思われる化学物質です。その化学物質の健康障害の危険性がある濃度(ばく露限界値)と弊社で測定可能な濃度(定量下限値)を記しました。すべての化学物質でばく露限界値に対して定量下限値が低く、弊社で分析が可能と判断できます。

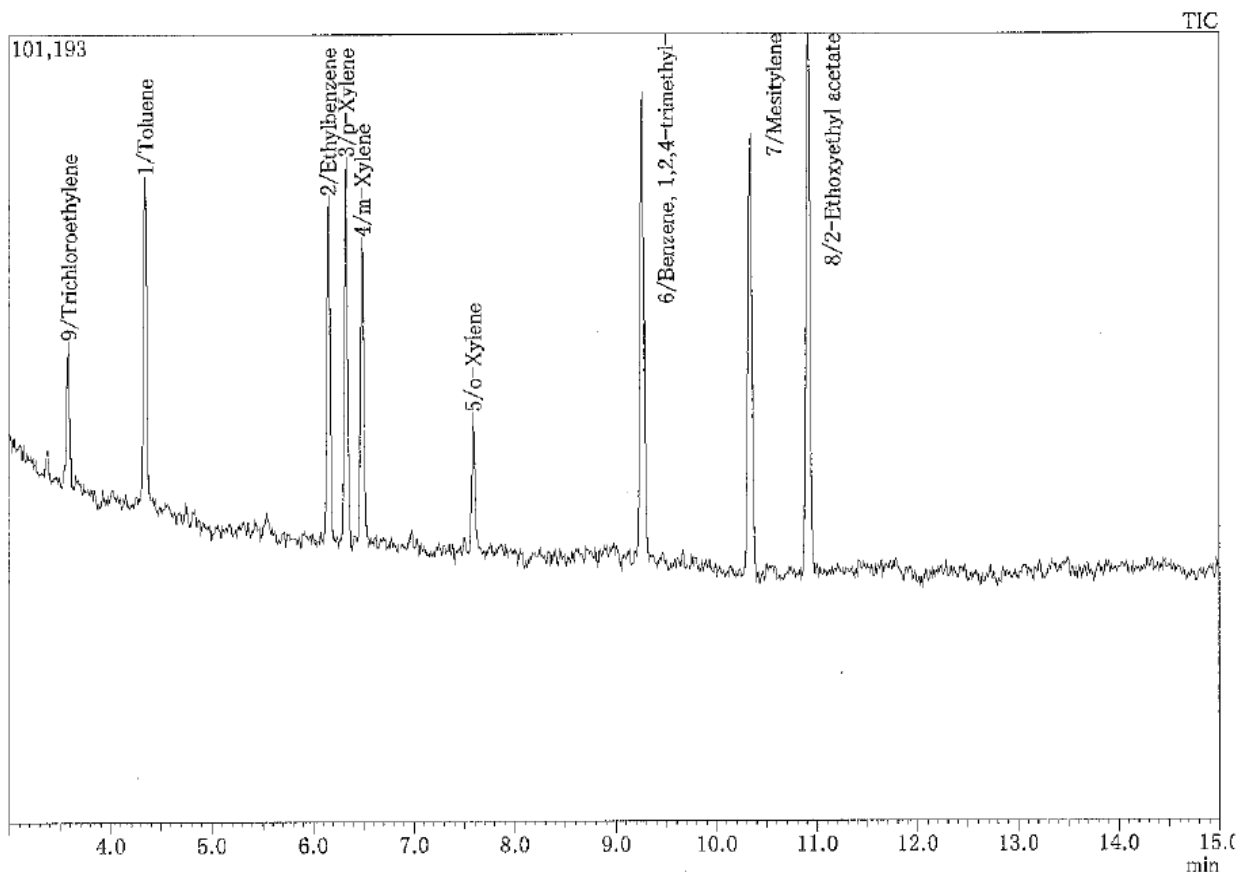


図 弊社で実施した各有機溶剤のガスクロマトグラフ定性結果

上図は弊社のGCMS (SHIMADZU製GCMS-QP2010Ultra) の分析結果です。